

令和3年度
研究開発施設共用等促進費補助金
ナショナルバイオリソースプロジェクト
(情報センター整備プログラム)

公 募 要 領

令和3年6月

令和3年6月30日改正

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

目次

I	はじめに	1
1.	ナショナルバイオリソースプロジェクトについて.....	1
	(1) 目的	1
	(2) 事業概要	1
2.	実施方法等	1
	(1) 実施方法	1
	(2) 用語の定義	2
II	公募内容	4
1.	対象となる公募課題.....	4
2.	スケジュール	5
	(1) 公募期間	5
	(2) 審査スケジュール	5
3.	実施予定額	5
4.	提案書類の作成及び提出方法.....	6
	(1) 応募に必要な提案書類一式.....	6
	(2) 様式の入手方法	6
	(3) 提案書類の作成上の注意点.....	6
	(4) 基本事項	6
5.	本事業の応募資格者.....	7
III	審査について	8
1.	審査方法	8
2.	審査項目と観点	8
	(1) 事業趣旨等との整合性	8
	(2) 科学的・技術的な意義及び優位性.....	8
	(3) 計画の妥当性	9
	(4) 実施体制	9
	(5) 所要経費	9
IV	補助事業の交付申請	10
1.	交付の申請手続について.....	10
2.	補助対象経費の額の確定等について.....	10
V	採択課題の管理と評価	11
1.	課題管理	11
2.	評価	11
VI	応募に関する諸条件等	12
1.	不合理な重複・過度の集中に対する措置.....	12
	(1) 不合理な重複に対する措置.....	12
	(2) 過度の集中に対する措置	12
	(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供.....	13
2.	他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況.....	13

3. 不正使用及び不正受給への対応.....	13
(1) 研究費の不正使用等が認められた場合の措置.....	13
4. 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置.....	15
5. 関係法令等に違反した場合の措置.....	15
6. 繰越について.....	15
7. 府省共通経費取扱区分表について.....	15
8. 費目間流用について.....	16
9. 年度末までの事業期間の確保について.....	16
10. 研究設備・機器の共用促進について.....	16
11. 博士課程学生の処遇の改善について.....	17
12. 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について.....	18
13. プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について.....	18
14. 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について.....	18
15. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処).....	19
16. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について.....	20
17. 社会との対話・協働の推進について.....	20
18. 研究データマネジメントについて.....	21
19. バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について.....	21
20. 論文謝辞等における記載について.....	22
21. 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について.....	22
22. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について.....	22
23. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について.....	23
24. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について.....	24
25. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について.....	24
26. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について.....	24
(1) 交付決定の取消し等の措置.....	25
(2) 申請及び参加資格制限の措置.....	25
(3) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置.....	26
(4) 不正事案の公表について.....	26
27. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について.....	27
28. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について.....	27
(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について.....	27
(2) e-Rad を利用した応募方法.....	27
(3) その他.....	29
29. e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて.....	30
30. e-Rad からの内閣府への情報提供等について.....	30
31. 研究者情報の researchmap への登録について.....	30
32. 課題提案に対する機関の承認.....	31
33. 課題提案内容の調整.....	31

34. 対象外となる提案について.....	31
35. 省令・倫理指針等の順守.....	31
36. 動物実験等の実施に関する基本指針に基づく自己点検・評価結果.....	32
参考資料 プログラムの実施体制イメージ図	33

I はじめに

1. ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

(1) 目的

文部科学省では、国が戦略的に整備することが重要なバイオリソース（研究開発の材料としての動物・植物・微生物の系統・集団・組織・細胞・遺伝子材料等及びそれらの情報）について、体系的な収集・保存・提供等の体制を整備し、質の高いバイオリソースを大学・研究機関に提供することにより、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献するため、ナショナルバイオリソースプロジェクト（以下「NBRP」という。）を実施しております。

(2) 事業概要

NBRPは、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となるバイオリソース（研究開発の材料としての動物・植物・微生物の系統・集団・組織・細胞・遺伝子材料等及びそれらの情報）について収集・保存・提供を行うとともに、バイオリソースの質の向上を目指し、保存技術等の開発、ゲノム等解析によるバイオリソースの付加価値向上により時代の要請に応えたバイオリソースの整備を行うものです。また、バイオリソースの所在情報等を提供する情報センター機能を強化することとしています。

NBRPでは、上記の目的に適った収集・保存・提供や技術開発等を行うため、(1) 中核的拠点整備プログラム、(2) ゲノム情報等整備プログラム、(3) 基盤技術整備プログラム、(4) 情報センター整備プログラムの4つのプログラムを設け、各プログラムが連携を図りつつ実施しています。

2. 実施方法等

(1) 実施方法

(a) 文部科学省は、研究開発施設共用等促進費補助金（ライフサイエンス研究の振興）交付要綱（平成24年1月31日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）及び研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト）取扱要領（平成24年2月17日研究振興局長決定。以下「取扱要領」という。）の定めにより、各プログラムを実施する代表機関等に対して補助金を交付してNBRPを実施します（機関補助）。

(b) 補助事業が完了したときは、交付要綱第13条の規定により実績報告書を文部科学省に提出することが義務付けられています。

(2) 用語の定義

本要領における用語の定義は、以下のとおりとします。

(a) 代表機関、代表機関の長、課題、課題管理者、課題管理協力者

- ・NBRPにおいて、課題の遂行（成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を負う機関（補助事業者）を「代表機関」とし、中核的拠点整備プログラムの代表機関を「中核機関」、情報センター整備プログラムの代表機関を「情報センター」と呼称する。
- ・代表機関となる機関の長（学長、理事長等）で、課題を代表し、課題の遂行（成果の取りまとめ、課題全体及び事業費の適正な執行等）に関して全ての責任を負う者を「代表機関の長」という。
- ・代表機関が実施する中核的拠点整備プログラム及び情報センター整備プログラムのことを「課題」という。
- ・代表機関の長が指名する代表機関に所属する研究者で、成果の取りまとめ、事業及び事業費の適正な執行を管理する者を「課題管理者」という。課題管理者は、代表機関に所属する他の研究者等を加え、代表機関内の実施体制を構成することができる。
- ・課題管理者が管理する事業に協力するポスドクを含む研究者を「課題管理協力者」という。課題管理協力者は、課題管理者と同一の機関に所属している必要がある。

(b) 分担機関、分担機関の長、分担課題、分担課題管理者、分担課題管理協力者

- ・プログラムの実施に当たって特別な理由がある場合は、代表機関以外にその補完的機能を分担する機関（以下「分担機関」という。）を設けることができる。ただし、プログラムの実施に当たっては、代表機関は分担機関の事業に対しても責任を負う。
- ・分担機関となる機関の長（学長、理事長等）で、分担課題の遂行（成果の取りまとめ、課題全体及び事業費の適正な執行等）に関して全ての責任を負う者（補助事業者）を「分担機関の長」という。
- ・課題のうち、分担機関が実施する事業を「分担課題」という。
- ・分担機関の長が指名する分担機関に所属する研究者で、成果の取りまとめ、分担する事業及び事業費の適正な執行を管理する者を「分担課題管理者」という。分担課

題管理者は、分担機関に所属する他の研究者を加え、分担機関内の実施体制を構成することができる。

- ・ 分担課題管理者が管理する事業に協力するポスドクを含む研究者を「分担課題管理協力者」という。分担課題管理協力者は、分担課題管理者と同一の機関に所属している必要がある。

II 公募内容

1. 対象となる公募課題

公募プログラム名	事業経費の規模	実施予定期間	採択課題 予定数
情報センター整備プログラム「外部検証促進のための人材育成等」	1 課題当たり年間 10,000 千円程度	令和 3 年度～令 和 8 年度	1 課題程度

※第 4 期 N B R P は本年度で事業期間が終了となります。そのため、令和 4 年度以降は、次期の N B R P が実施される場合に限り実施可能となりますので、ご注意ください。

※事業経費の規模に一般管理費は含みます。一般管理費とは、事業費に対して一定比率（10%以内）で手当され、当該補助事業の実施に伴う実施機関の管理等に必要な経費として、実施機関が使用する経費のことです。

情報センター整備プログラムは、中核機関等において整備されるバイオリソースの所在情報や遺伝情報等のデータベースの構築及びホームページ等を通じた N B R P の広報活動等を整備・強化するものです。（以上の課題の代表機関は情報・システム研究機構にて実施中です。）

今年度は、本プログラムの一環として、N B R P において多くの動物リソースを提供していることを踏まえ、大学や研究機関等における動物実験の適正な実施に資するため、外部検証促進のための人材育成等について公募します。

動物実験の実施に関する国の基本指針等（※1, 2）では、「各研究機関等の長は、基本指針への適合性に関し、自己点検及び評価を行うとともに、当該機関以外の者による検証（外部検証）を実施することに努めること」とされています。研究機関等における外部検証の実施を促進するため、具体的には、次の事項を行うことを求めます。

- （1）外部検証を行う専門家の育成を目的として講習会を開催する。講習会は模擬訪問調査等の実地検証を含むものとする。
- （2）動物実験を実施している各研究機関を対象とした外部検証の説明会を実施する。説明会に併せて個別相談会を行い、外部検証の実施を促進する。
- （3）各研究機関を対象とした、適正な動物実験に関する説明会・講習会を実施する。
- （4）外部検証を行う専門家の育成にあたっては、本事業の実施期間に、動物実験を実施している大学・研究機関等（※3）の外部検証が実施可能な人数の専門家を育成するとともに、育成した人材による外部検証を推進することを目的として、前項の人材育成、説明会実施についての適切な数値目標を設定するとともに、調査・報告も含めた全体計画を立案するものとする。また、見込まれる外部検証の実施件数についても参考として計

画に記載する。

(5) 本事業において申請できる経費は、(1)～(3)の取組に係る経費のみを計上するものとする。外部検証の実施に係る経費には、使用できない。外部検証は、外部検証を受ける研究機関から適切な料金を徴収して行うこととする。

※1 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年文部科学省告示71号第6.2) 研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。

※2 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成25年環境省告示84号第1.4) 管理者は、定期的に、本基準及び本基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること。なお、当該点検結果については、可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること。

※3 少なくとも文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」が対象とする「研究機関等」は、全て含めることとする。令和2年4月現在において約400機関が該当する。

2. スケジュール

(1) 公募期間

令和3年6月18日(金)～令和3年7月7日(水)正午(厳守)※1, 2

※1 府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という)への登録において行う作業については、e-Radの利用可能時間帯のみですご注意ください。詳細は「VI. 18 e-Radを利用した応募書類の作成・提出等について」(p.22)をご覧ください。

※2 全ての提案書類について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんのでご注意ください。また、提出後の提案書類の差し替えや修正は認められません。

(2) 審査スケジュール

(a) 提案書類の提出期間：令和3年6月18日(金)～令和3年7月7日(水)正午

(b) 書面審査：令和3年7月中旬(予定)

(c) ヒアリング審査：令和3年7月下旬(予定)※3, 4

(d) 採択可否の通知：令和3年8月上旬(予定)

※3 ヒアリングを実施する場合は、事前にEメールにて御連絡します。

※4 採択対象となった課題の「課題管理者」に対しては、交付申請時にヒアリング審査結果を踏まえた計画の修正を求めたり、条件を付することがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

3. 実施予定額

実施予定額は審査の結果等により、額が査定されることがあります。また事業外の資金確保状況(見込み)も踏まえて計画を立ててください。なお、採択後において次年度以降の予算の状況により配分額に変動が生じる可能性があります。

4. 提案書類の作成及び提出方法

提案書類の提出は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による方法とし、提案書類は提出期限内に提出してください。

（1）応募に必要な提案書類一式

様式1 ナショナルバイオリソースプロジェクト提案書

様式2 全体計画

様式3 代表機関・分担機関毎の計画概要

様式4 代表機関・分担機関毎の研究者調書等

様式5 機関に係る情報

様式6 承諾書（分担機関がある場合のみ）

（2）様式の入手方法

提案書類の様式等、応募に必要な資料は、
e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>)
文部科学省ホームページ
(https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00131.html)
からダウンロードしてください。

（3）提案書類の作成上の注意点

課題の応募に当たっては、本事業の概要、「Ⅱ公募内容」、「Ⅲ.2 審査項目と観点」等の記載内容をよく確認した上で、提案する事業の実施によりどのような成果を示せるかを十分検討の上、提案書類に記載してください。提案書類は、簡潔かつ明瞭に各項目を記載してください。提案書類に不備がある場合、受理できないことがありますので注意してください。

（4）基本事項

提案書類の作成に際しては、以下の事項に留意してください。具体的には、提案書類の様式に添付している「提案書類様式記入要領」をご確認ください。

- （a）字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。
- （b）提案書類は、日本語で作成してください。
- （c）入力する文字のサイズは、原則として10.5ポイントを用いてください。
- （d）数値は、原則として半角で入力してください。((例) 郵便番号、電話番号、金額、人数等)
- （e）通しページ番号を振ってください。
- （f）様式の枚数等の制限を守ってください。枚数制限がない場合でも、e-Rad でアップ

ロードできるファイル容量（10MB）に制限があることに御注意ください。

（g）研究開発提案書の作成はカラーでも可としますが、モノクロ印刷の場合でも内容が理解できるように作成してください。

5. 本事業の応募資格者

本事業の応募資格者は、以下（1）～（5）の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、提案課題について、実施計画の策定や成果の取りまとめ等の責任を担う能力を有する研究者等（「課題管理者等」とします）。

（1）以下の（a）から（f）までに掲げる国内の研究機関等に所属している「課題管理者」とします。

（a）国の施設等機関※1（「課題管理者」が教育職、研究職、医療職※2、福祉職※2、指定職※2 又は任期付研究員である場合に限る。）

（b）地方公共団体の附属試験研究機関等

（c）学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関等（大学共同利用機関法人も含む。）

（d）民間企業の研究開発部門、研究所等

（e）研究又は科学技術の振興を主な事業目的としている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

（f）研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条に規定する独立行政法人

※1 内閣府及び国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。

※2 病院又は研究を行う機関に所属する者に限ります。

（2）課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、代表機関等の施設及び設備が使用できること。

（3）課題が採択された場合に、代表機関等において補助金の執行や管理事務を行うことができること。

（4）課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む。）に対して、責任ある対処を行うことができる機関であること。

（5）本事業終了後も、引き続き他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること。

また、課題の遂行能力を確認するため、審査時に、代表機関及び分担機関が営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

Ⅲ 審査について

1. 審査方法

- (1) NBRPに関する審査は、文部科学省からの委託を受け、事務局業務を取り扱う大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所に設置した課題評価委員会において、非公開で行います。
- (2) 課題評価委員会は、代表機関の長から提出された提案書類の内容について書面審査及び必要に応じ追加書類又はヒアリングによる審査を行い、合議により採択候補案及び実施予定額案を作成します。追加書類の提出及びヒアリングについては、書面審査後、対象者にのみ連絡します。
- (3) 課題選考に携わる委員は、審査の過程で取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後でも第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられています。
- (4) 採択に当たっては、課題評価委員会等の意見を踏まえ、目標や実施計画等の修正を求めることがあります。なお、今回設定された目標が中間評価や事後評価の際の評価指標の1つとなりますので御留意願います。
- (5) 文部科学省における採択課題の決定後、採択の可否及び実施予定額を通知します。なお、選考の経過についての問い合わせには一切応じられません。
- (6) 文部科学省における採択課題の決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により、課題評価委員等についての情報を公開します。

2. 審査項目と観点

本事業における課題の評価に当たっては、以下の項目・観点に基づき審査を行います。

なお、課題評価委員会において目標設定の適切性を審査した結果、区分に対して目標が十分でないと判断された場合等、必要に応じて目標や実施計画の修正を求めることがあります。また、設定した達成目標に基づいて、事後評価において達成度の評価を行います。

情報センター整備プログラム

(1) 事業趣旨等との整合性

- ・事業趣旨、目標等に合致しているか (※)
- 等

(2) 科学的・技術的な意義及び優位性

- ・ライフサイエンスの基盤整備に関する国の方針に合致するものであるか
- ・社会的ニーズに対応するものであるか
- ・ライフサイエンス分野の進展に資するものであるか

- ・現在の整備レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
- ・独自性、新規性を有しているか

等

(3) 計画の妥当性

- ・全体計画の内容と目的は明確であるか
- ・年度ごとの計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか
- ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか (※)

等

(4) 実施体制

- ・課題管理者等を中心とした(分担)実施体制が適切に組織されているか
- ・現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
- ・代表及び分担機関内及び事業の遂行について研究コミュニティとの間において十分な連携体制が構築されているか
- ・課題管理者等のエフォートは適当であるか

等

(5) 所要経費

- ・経費の内訳、支出計画等は妥当であるか
- ・代表機関等の組織的な支援があるか

等

(注) (※) を付した項目については、委員の半数以上が「不十分」(0点)と判断した場合に、採択候補としない取扱いとする。

IV 補助事業の交付申請

1. 交付の申請手続について

採択された課題については、代表機関（及び分担機関）は、次に掲げる書類を大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所（事務局）が別途指示する期日までに作成し、事務局経由で文部科学省へ提出する必要があります。

- (1) 交付申請書
- (2) 経費等内訳書
- (3) 事業参加者リスト
- (4) 事業協力者リスト
- (5) 補助金年間支払計画書
- (6) 銀行振込（新規・変更）依頼書
- (7) 上記のほか交付の申請に必要な書類

提出された上記書類を文部科学省が妥当と認めた場合には、当該補助金交付申請書に基づき、「交付決定通知書」により交付決定を通知します。なお、実施予定期間に関わらず補助事業の期間は単年度です。

2. 補助対象経費の額の確定等について

文部科学省は、代表機関（及び分担機関）より提出された書類（実績報告書、収支簿、証拠書類等）をもとに適正な経費の執行及び補助事業の実施状況を確認し、補助対象経費の額の確定を行い、「確定通知書」により通知します。具体的には、合目的性（当該年度の「事業計画書」をもとに、補助対象経費が当該補助事業の目的・趣旨に適合するものに執行されていること）及び適正性（実施機関の経理規程に沿って、補助対象経費が適正に支出・管理されていること）を確認します。この際、補助金の残金又は補助対象経費として認められず返金が必要と認められるものがある場合には、実施機関あてに納入告知書を送付し、返納を求めます。

V 採択課題の管理と評価

1. 課題管理

全ての採択課題について、毎年度、補助事業成果報告書の提出を求めます。また、PD、PO等による進捗管理を綿密に行います。進捗管理に当たっては、報告会の開催や、調査票（研究の進捗状況を記入する書類）、ヒアリング（個別課題ごとの面談）、サイトビジット（研究実施場所において実際の研究状況の確認）等を通じて事業計画の達成を図っていきますのでご対応ください。

なお、進捗状況や中間評価の結果に応じて、計画の変更や課題の中止を求めることがあります。

2. 評価

本事業では、中間評価等を実施し、事業計画の達成度や成果等を厳格に評価します。その評価結果等によっては、事業継続を不可とする場合があります。

また、事業実施予定期間の最終年度に事後評価を行います。

VI 応募に関する諸条件等

1. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

(1) 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金及び提案公募型研究資金(以下「競争的資金等」という。))が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。以下同じ。)の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(2) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含め

た実質的な全仕事時間を指します。

(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

2. 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

3. 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

(1) 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(a) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(b) 申請及び参加※1 資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者※2 に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

(※1) 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

(※2) 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 ^{※3} （原則、補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4} ）	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

(※3) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(c) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL

を御参照ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4. 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、令和3年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和3年度以前に終了した制度においても対象となります。

（※）現在、具体的に対象となる制度については、以下のURLを御覧ください。

【URL】<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

5. 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

6. 繰越について

事業の進捗に伴い、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

7. 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に準じて、費目構成を設定しています。

	大項目	定義
直接経費	物品費	補助事業用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、補助事業用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	「補助事業参加者リスト」記載の補助事業参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費
	人件費・謝金	人件費：当該補助事業のために雇用する研究員等の人件費 謝金：講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳、単純労働等の謝金等の経費
	その他	上記の他、当該補助事業を遂行するための経費 例）補助事業成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費、検査業務費
一般管理費	事業費に対して一定比率（10%以内）で手当され、当該補助事業の実施に伴う実施機関の管理等に必要な経費として、実施機関が使用する経費	

8. 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内（この額が500万円に満たない場合は500万円）としています。

9. 年度末までの事業期間の確保について

実績報告書の提出期限を、補助事業期間中に、補助金の交付決定額について全額概算交付を受けた場合、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）した日から61日を経過した日又は翌年度の5月31日のいずれか早い日までとしています。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

10. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革2019」（平成31年4月23日文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○ 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入に

ついて」

[科学技術・学術審議会先端研究基盤部会 (H27. 11. 25)]

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について (中間取りまとめ)」

[競争的研究費改革に関する検討会 (H27. 6. 24)]

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「競争的資金における使用ルール等の統一について」

[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (R3. 3. 5)]

https://www8.cao.go.jp/cstp/comefund/toitsu_rule_r30305.pdf

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について (合算使用)」

[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ (R2. 9. 10 改正)]

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」

https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf

11. 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研発開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

12. 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日 文部科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成 31 年 2 月 25 日 文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、事業期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

13. プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日 改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。

14. 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年 12 月 20 日 科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」

ことが求められています。また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においても、「産業界へのキャリアパス・流動の拡大」に関する目標が掲げられているところです。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本事業に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への一般管理費の活用も検討してください。

15. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(※) 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技

能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

16. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

17. 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、

科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いいたします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

(参考)「第5期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

18. 研究データマネジメントについて

研究データの管理・利活用に関しては、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)や「統合イノベーション戦略2020」(令和2年7月17日閣議決定)等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

19. バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター(NBDC)(<https://biosciencedbc.jp/>)は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成25年1月17日)では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開にご協力をお願いいたします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベース アーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandb.s.biosciencedbc.jp/

20. 論文謝辞等における記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「MEXT National BioResource Project」を含めてください。論文投稿時と同様です。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by MEXT National BioResource Project.

【和文】

本研究は、文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクトの助成を受けたものです。

21. 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としており、令和2年度までに9件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページよりご覧いただけます。ぜひご活用ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

(参考) 「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」

【URL】

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm

22. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）※1の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

（※1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

23. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本制度の応募に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の応募は認められません。）

このため、令和3年4月1日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、e-Rad から令和3年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、令和3年7月30日（金）までに、文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和2年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず応募は認められますが、この場合は、令和3年度版チェックリストを令和3年12月1日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

24. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について
研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定) ※1を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

25. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の応募に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の応募は認められません。)

このため、令和3年4月1日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、e-Radから令和3年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、令和3年7月30日(金)までに、文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、e-Radを利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和2年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず応募は認められますが、この場合は、令和3年度版研究不正行為チェックリストを令和3年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.htm

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

26. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応しま

す。

(1) 交付決定の取消し等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の交付についても行わないことがあります。

(2) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間 （不正が認定された年度の翌年度から※）
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年

2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者 (監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

(3) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(4) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

27. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、実施責任者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長

(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

28. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

(1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス (応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electronic (電子) の頭文字を冠したものです。

(2) e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は e-Rad を通じて行っていただきます。応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(a) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

① 研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(b) e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に本事業の担当者に問い合わせてください。

② 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式、WORD、一太郎ファイル、圧縮ファイルでアップロード可能アップロード可能となっています。（e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。

③ 応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関処理中」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」と

なっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。

提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、本事業の担当者まで連絡してください。

(c) その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

(3) その他

(a) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(b) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問合せは、本事業の担当者にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	文部科学省ライフサイエンス課	03-6743-4366
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 午前 9:00~18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(c) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

29. e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

30. e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Rad への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

31. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

32. 課題提案に対する機関の承認

「課題管理者」が課題提案書等を提出するに当たっては、「代表機関」の長の了承を取ってください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する課題提案書を提出する場合には、参加する全ての研究機関の長の了承を得てください。

33. 課題提案内容の調整

課題の採択、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求められることがあります。また、今後、課題の実施に割り当てられる経費・実施期間は、予算状況により変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

34. 対象外となる提案について

以下に示す提案は本事業の対象外となります。

- (1) 単に既成の設備備品の購入を目的とする提案
- (2) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の直接経費により賄うことを想定している提案

35. 省令・倫理指針等の順守

実施計画の策定に当たっては法律、各府省が定める以下の省令・倫理指針等を遵守してください。これらの法律・省令・指針等の遵守状況について調査を行うことがありますので、予めご了解ください。また、これらの法令等に違反して補助事業を実施した場合は、補助事業を解除し、補助金の返還等を求めることがあります。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 18 年法律第 106 号）
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
- ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ヒト ES 細胞の分配及び使用に関する指針（平成 26 年文部科学省告示第 174 号）
- ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示 88 号）
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）
- 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省第 89 号）

- 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生労働省令第 21 号）
- 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 37 号）
- 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 88 号）
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年度文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知）又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日付農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）

36. 動物実験等の実施に関する基本指針に基づく自己点検・評価結果

様式とは別に、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）に定められた動物種を用いて動物実験を実施する機関については、本基本指針に基づき、機関自らが実施した本基本指針への適合性に関する自己点検・評価結果のうち、直近で実施したものの写しの提出を求めています。

参考資料 プログラムの実施体制イメージ図

